

第1章 総則

第1条 本制度は口腔・顎顔面領域癌の放射線治療および放射線治療患者の口腔管理に関する基本的な知識と技量を有する歯科医師を育成することにより、放射線腫瘍学の発展を図り、国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（以下「本学会」という）は、一般社団法人日本放射線腫瘍学会（以下「腫瘍学会」という）の協力を得て、口腔放射線腫瘍認定医（以下「腫瘍認定医」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 腫瘍認定医の認定

第3条 腫瘍認定医の認定は、認定委員会の審査により判定し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

第3章 腫瘍認定医の申請資格

第4条 腫瘍認定医になろうとする者は、申請資格を満たした後に、腫瘍認定医認定試験に合格しなければならない。

第5条 腫瘍認定医認定試験を受ける者は、以下の各号を満足しなければならない。

- (1) 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を持つ者
- (2) 本学会および腫瘍学会の正会員として3年以上継続した者
- (3) 別に定める研修実績、研究実績を有する者

第4章 認定の手続き

第6条 腫瘍認定医認定試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の認定申請手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

第7条 本学会は試験に合格し所定の認定手数料を納付した者に認定証を交付する。

第5章 腫瘍認定医の更新

第8条 腫瘍認定医は5年ごとにその資格の更新を受けなければならない。

第9条 腫瘍認定医の更新には別に定める一定の条件を満たさなければならない。

第6章 腫瘍認定医の資格の喪失

第10条 腫瘍認定医は次のいずれかの理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 資格を辞退した場合
- (2) 歯科医師免許を喪失した場合
- (3) 本学会あるいは腫瘍学会会員の資格を喪失した場合
- (4) 第8条に規定する資格の更新をしなかった場合
- (5) 第9条に規定する資格の更新条件が満たされなかった場合
- (6) 腫瘍認定医としてふさわしくない行いが認められた場合

第7章 補則

第11条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規則は、平成 23年 9月30日から施行する。

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会「口腔放射線腫瘍認定医」制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この腫瘍認定医制度施行細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 腫瘍認定医の認定

第2条 腫瘍認定医認定試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第7条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 腫瘍認定医申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書(様式3)
- (5) 放射線腫瘍学に関する研究業績目録(様式4)
- (6) 上記の業績を証明できる資料

第3条 腫瘍認定医認定試験は筆記により行い、認定委員会において合否を判定する。

第4条 腫瘍認定医認定試験を受ける者は、次の研修実績、研究実績を必要とする。

- (1) 腫瘍学会が認定する総合修練機関あるいは修練機関で3年以上研修を受けること。
- (2) 申請時から遡って5年以内に別表に定める研修単位を20単位以上取得すること。
- (3) 上記(2)には本学会学術大会あるいは腫瘍学会学術大会での放射線腫瘍学(放射線生物学、放射線物理学を含む)あるいは放射線治療患者の口腔ケアに関する発表を1回以上含むこと。
- (4) 上記(2)には筆頭著者として放射線腫瘍学(放射線生物学、放射線物理学を含む)あるいは放射線治療患者の口腔ケアに関する学術論文を1編以上含むこと。

第3章 腫瘍認定医の更新

第5条 腫瘍認定医の更新を申請する者は次の研修単位を必要とする

- (1) 別表に定める研修単位を20単位以上取得すること。
- (2) 上記(1)には腫瘍学会学術大会あるいは本学会口腔放射線腫瘍教育研修会への出席を含むこと。

第6条 腫瘍認定医の資格を更新しようとする者は、資格が消失する日の3ヶ月前までに、次の各号の書類に手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 腫瘍認定医更新申請書(様式5)
- (2) 履歴書(様式6)
- (3) 研修記録(様式7)
- (4) 上記(3)の研修を証明できる資料

第7条 本制度の施行に関わる手数料は次のように定める。

- (1) 腫瘍認定医申請手数料 10,000円
- (2) 腫瘍認定医認定手数料 10,000円
- (3) 腫瘍認定医更新申請手数料 10,000円

第4章

第8条 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則

この施行細則は、平成23年9月30日から施行する。

附則

この改正は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この改訂は、平成29年10月1日から施行する。

別表1 口腔放射線腫瘍認定医制度研修単位

		単位	備考
学会出席	日本歯科放射線学会学術大会	3	
	日本放射線腫瘍学会学術大会	3	
	日本放射線腫瘍学会生物部会・制癌シンポジウム	2	
	米国放射線腫瘍学会	2	
	欧州放射線腫瘍学会	2	
	日本口腔腫瘍学会	2	
	日本歯科放射線学会地方会	1	
	関連学会*	1	
学会発表	筆頭演者	2	内容は放射線腫瘍学および放射線治療患者の口腔ケアに関連するものに限る
	共同演者	1	
研修会・セミナー等出席	日本歯科放射線学会口腔放射線腫瘍教育研修会	2	
	CANCER e-ラーニングプログラム	3	別表2参照
	日本放射線腫瘍学会小線源治療部会	2	
	日本放射線腫瘍学会夏季セミナー	2	
	日本放射線腫瘍学会放射線生物学セミナー	2	
	日本放射線腫瘍学会放射線物理学セミナー	2	
論文	筆頭著者（英文）	3	査読制度のある学術誌に掲載あるいは受理されたもので内容は放射線腫瘍学および放射線治療患者の口腔ケアに関連するものに限る
	共同著者（英文）	2	
	筆頭著者（和文）	2	
	共同著者（和文）	1	
*関連学会	日本歯科医学会総会 日本口腔外科学会 日本臨床口腔病理学会 日本口腔科学会 日本医学放射線学会 日本癌治療学会 日本頭頸部癌学会 日本ハイパーサーミア学会 日本がん口腔支持療法学会 その他認定委員会が認めたもの		

別表2 CANCER e-ラーニング履修推奨科目

	分野	No	講義
共通科目	基礎腫瘍学	1A-01	腫瘍生物学
		1A-07	がんの画像診断
		1A-11	放射線生物学/放射線被ばく
	臨床研究と生物統計学	1C-01	臨床研究と倫理
		1C-02	臨床第 I 相試験、第 II 相試験
		1C-03	第 III 相試験、メタ解析
		1C-05	医療統計学
		1C-06	バイオインフォマティクス
	臨床腫瘍学概論	1D-03	放射線腫瘍学概論
		1D-19	代表的疾患の標準治療 頭頸部がん
	医療ケアとチーム医療、 腫瘍社会学、患者教育	1F-01	チーム医療の重要性と在り方

専門科目	放射線療法分野	2A-01	放射線治療計画総論・高精度放射線治療
		2A-02	放射線生物学
		2A-03	放射線物理学
		2A-04	小線源治療
		2A-06	頭頸部がんの放射線治療(I)
		2A-07	<u>頭頸部がんの放射線治療(II) *</u>
		2A-17	緩和的放射線治療
		2A-18	粒子線治療

URL <http://www.cael.jp/>

プログラム CANCER e-LEARNING・がん医療専門チームスタッフのための e-ラーニングプログラム

履修方法 共通科目から 2 科目以上、専門科目の「放射線療法分野」から 3 科目以上

(*頭頸部がんの放射線治療(II)は必ず履修すること)を聴講し

確認試験を受け(60 点以上の得点を要する)、受講証明書を提出すること。